

# 国有財産売払案内書

(平成25年12月実施)

厚生労働省年金局事業企画課

# 国有財産 購入手続きのながれ

## ① 電話連絡により物件の有無を確認

- 購入を希望する方は、必ず電話連絡により物件の有無をご確認のうえお申込み下さい。
- 受付開始初日に申請書を提出される場合は、電話連絡の必要はございません。

## ② 申請書の提出

- 先着の方1名様に限り申請者とし、「普通財産売払申請書」を受け付けます。  
※ 同一物件で複数名から同時に提出された場合は、抽選により申請者を決定します。
- 申請書と合わせて「誓約書」、「保険料納付に係る申立書」、「住民票」（法人の場合は登記事項証明書〔現在事項全部証明書〕）、「印鑑証明書」、「役員一覧」（法人のみ）及び「保険料の領収証書（写）等」を提出して下さい。  
※ 「売払申請書」、「誓約書」、「保険料納付に係る申立書」及び「役員一覧」については、所定の様式をご使用下さい。  
※ 住民票（法人の場合は登記事項証明書〔現在事項全部証明書〕）及び印鑑証明書は、発行から3ヶ月以内のものに限りますので、ご注意下さい。
- 申請書類に不備がある場合には、受理できません。

## ③ 資格審査

- 申請者の資格審査に2週間程度の期間を要します。  
※ 申請書及び添付書類に記載された個人情報については、警察当局へ情報提供する場合があります。

## ④ 売却の決定

- 審査の結果、売払相手方に決定した場合、文書によりその決定をお知らせします。

## ⑤ 売買契約の締結

- 売払相手方に決定した日の翌日から30日以内に売買契約を締結します。  
※ 30日目が土日・祝日及び12月29日～1月3日の場合は、翌開庁日までとなります。
- 契約書は国で用意します。
- 契約書に使用する印鑑は、実印となります。
- 契約書2通のうち1通に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担となります。

## ⑥ 売買代金の支払い

- 契約を締結するときには、「契約保証金」として売買代金の1割以上の金額を納付していただく方法と、「売買代金全額」を納付していただく方法があります。
- 「契約保証金」での契約の場合、契約締結後、納付された契約保証金と売買代金との差額の納入告知書を郵送しますので、契約締結日を含めて20日以内に金融機関窓口からお支払いください。  
※ 20日目が土日・祝日の場合は、直前の金融機関の営業日までとなります。  
※ 3月に契約する場合は、差額での取扱いはできません。売買代金全額を納入告知書によりお支払いいただき、お支払いが確認された後に契約保証金をお返しします。

## ⑦ 所有権の移転

- 売買代金全額の納入が確認でき次第、国で所有権移転登記の手続きを行います。
- 所有権移転登記が完了しましたら、登記識別情報をお渡します。

以上で手続きは完了です。

－ 目次 －

○ すぐに購入できる物件について	頁
1. 受付窓口	1
2. 売却物件	1
3. 受付期間	2
4. 申請資格	2
5. 申請方法	3
6. 契約に付す条件	3
7. 契約の締結等	4
8. 売払代金の支払い方法	4
9. 所有権の移転	5
10. 契約内容の公表	5
11. 個人情報について	5
12. 瑕疵担保について	6
○ 関係条文	7
○ 国有財産売買契約書（案）	9

【様式】

- ・ 普通財産売払申請書
- ・ 誓約書
- ・ 保険料納付に係る申立書
- ・ 役員一覧

## すぐに購入できる物件について

売払申請書を先着順で提出された方1名様に限り受理し、売却します。

### 1. 受付窓口

厚生労働省年金局事業企画課会計室で、下記3の期間内に随時受け付けています。**(持参による申請のみ受け付けます。)**

なお、先着順の受付ですので、物件の有無が日々変動します。ホームページの更新にもタイムラグが生じますので、申請にあたっては、下記問い合わせ先までご確認ください。

#### 【受付窓口及び問い合わせ先】

厚生労働省年金局事業企画課会計室

所在地：東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館8階

電話：03-5253-1111 内線 3558

### 2. 売却物件

回次	物件番号	所在	区分	数量	都市計画上の制限等	売払価格
第1回	0001	北海道小樽市朝里川温泉1丁目112番3外	土地	81,531.42㎡	物件調書(別冊)のとおり	83,475,000円
			立木林	188㎡		
			建物	4,082.77㎡		
			工作物	一式		

※ 上記物件の中に現存する物品を含む。

物件は、現状有姿(あるがままのすがた)の引渡しです。当該土地に存在する工作物、樹木、当課にて設置した看板及び防犯対策物等は、そのままの引渡しとなります。

物件の状況は、極力物件調書に記載しておりますが、**現況と相違している場合、現況が優先し、契約後も現況のままの引渡し**となります。

なお、申請者は物件調書等により、**必ず現地をご確認いただき、諸規制の状況等にもご留意下さい。**

※ 現地確認にあたっては、ご近所の迷惑とならないようご配慮願います。

### 3. 受付期間

物件により受付期間が異なりますので、ご注意ください。

回次	物件番号	受付開始	受付終了
第1回	0001	平成25年12月19日 (木) 13:30から  〔 受付開始初日のみ、 13:30からの受 付となりますので、 ご注意ください。 〕	平成26年1月20日 (月) 18:15まで

※ 受付時間 9:30～12:00及び13:00～18:15 (土日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)

※ 受付初日の13:30前、受付2日目以降の9:30前及び12:00～13:00の間に、同一物件に対する売払申請書をお持ちの方が複数名いらっしゃる場合には、直ちに抽選を行い、1名様に限り売払申請書を受理します。

### 4. 申請資格

(1) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ① 予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条及び第71条に規定する者
- ② 国有財産法 (昭和23年法律第73号) 第16条の規定に該当する者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者  
(注) ①予算決算及び会計令、②国有財産法、③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律については、7ページを参照願います。

(2) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険 (協会けんぽ) 又は船員保険の適用を受け、かつ、直近2年間について保険料の未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない個人事業所又は個人の場合は、事業主又は購入希望者が直近2年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

## 5. 申請方法

「普通財産売払申請書」（所定様式）、「誓約書」（所定様式）及び「保険料納付に係る申立書」（所定様式）に必要事項を記載・押印（印鑑登録されている印鑑（実印））のうえ、必要書類を添付して、申請受付窓口へ持参して下さい。

### （1）個人が申請する場合添付書類

- ・「住民票抄本」及び「印鑑証明書」（発行後3ヶ月以内のもの）
- ・「保険料の領収証書（写）等」

### （2）法人が申請する場合の添付書類

- ・「登記事項証明書（現在事項全部証明書）」及び「印鑑証明書」（発行後3ヶ月以内のもの）
- ・「役員一覧」（所定様式）
- ・「保険料の領収証書（写）等」

※ 現地及び物件調書等、契約内容をご承知のうえ、申請して下さい。

※ 共有名義での登記をご希望の方は、「普通財産売払申請書」の申請者欄に、共有者全員の住所・氏名・持分割合等の必要事項を記載・押印のうえ、申請して下さい。

※ 申請書類に不備がある場合には、受理できません。

※ 申請書類「普通財産売払申請書、誓約書、保険料納付に係る申立書、住民票抄本（法人の場合は登記事項証明書（現在事項全部証明書））及び印鑑証明書、役員一覧（法人の場合のみ。）」は、物件ごとに原本が必要となりますので、ご注意願います。

## 6. 契約に付す条件

### （1）公序良俗に反する使用等の禁止

買受者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

## (2) 風俗営業等の禁止

買受者は、国有財産売買契約締結の日から10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはなりません。

## (3) 実地調査等

- ① 国は、上記(1)及び(2)の履行状況を把握し、条件違反を未然に防止するため、必要があると認めるときには、実地調査を実施し、又は報告若しくは資料の提出を求めることがあります。
- ② 買受者は、正当な理由なく上記①に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。

## (4) 買受者の適格条件

買受者は、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又はそれらと関与している者であってはなりません。

## 7. 契約の締結等

(1) 売買契約書（案）は、9～16ページのとおりです。

(2) 売買代金以外にも売買契約書（国保管用のもの1部）に貼付する収入印紙、所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は買受者の負担となりますので併せてご用意下さい。

## 8. 売買代金の支払い方法

売買代金の支払い方法は、以下の2通りの方法があります。

(1) 売買契約締結の際に**契約保証金を納付**していただく方法

売買契約締結と同時に**契約保証金として売買代金の1割以上**（円未満切上げ）を納付していただきます。その後、**売買契約締結日を含めて20日以内**に、売買代金と契約保証金との**差額**を国が発行する納入告知書により納付して下さい。

(2) 売買契約締結と同時に**売買代金全額を納付**していただく方法

(注)・売買契約締結の日から20日目が、土・日曜日及び祝日等、金融機関の休業日となる場合には、直前の金融機関の営業日が納付期限となります。

・ **売買代金の分割納付は出来ません。**

・ 契約保証金の納付については、事務処理の効率化等のため、厚生労働省年金局事業企画課の指定する口座に振り込んでいただきます。**(契約保証金を小切手で納めることは出来ません。)**

・ **売買代金の納付が行われなかった場合には、契約保証金は国庫に帰属し、返還することはできませんので、ご注意ください。**

## 9. 所有権の移転

(1) 売買代金全額の納付が行われたときに所有権の移転があったものとし、物件を引渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)

**なお、所有権の移転までの間、使用又は収益することはできません。**

(2) 所有権の移転登記は、売買代金全額の納付確認後、国が行います。

なお、中間省略登記はできません。

## 10. 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容(物件所在地、区分、数量、契約年月日、契約金額、契約相手方の個人・法人の区分。法人にあってはその業種)を厚生労働省のホームページで公表することとなります。

なお、**契約を締結した全ての物件について、契約相手方からの同意の有無に関わらず、契約金額を厚生労働省のホームページで公表すること**としておりますので、ご理解の上、申請書を提出下さいますようお願いいたします。

## 11. 個人情報について

売払申請のために提出された書類等に記載された個人情報は、売払事務にのみ使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

**ただし、申請資格の確認のため、警察当局へ情報提供する場合があります。**

## 12. 瑕疵担保について

- (1) 売買契約締結後、引渡しの日から2年以内に物件に隠れた瑕疵を発見した場合には、速やかにお申し出下さい。
- (2) 上記(1)の申し出を受け、国が民法第570条に規定する隠れた瑕疵にあつたと判断した場合には、国(原因者を含む。)と買受人が瑕疵の是正のための工事内容について、事前に協議を行った上で、国(原因者を含む。)又は買受人において瑕疵の是正を行うこととします。
- なお、国(原因者を含む。)と買受人との協議の結果、買受人において是正することとした場合には、是正に要すると認められる費用を国が支払うこととします。
- 費用の支払いについては、以下のとおりとなりますのでご留意願います。
- ① 費用の根拠となる挙証資料の提出が必要となります。
- (注) 挙証資料とは、以下の資料をいいます。
- ア 瑕疵の是正範囲を特定するための資料(土地利用計画図、建物設計図等)
  - イ 工事内容を確認する資料(工事見積書、工事請負契約書等)
  - ウ その他国が指定する資料(例えば、工程写真、産業廃棄物管理票(マニフェスト)、作業日報等)
- ② 費用の支払額は、国が必要と認める是正措置を実施することとした場合の額が基準となり、提出資料(挙証資料)に基づく請求額には至らない場合があります。
- (注) 費用算定の基準としては、国が公共事業等を行う際の積算資料、建設物価等により算定します。
- ③ さらに、費用の支払額は売買代金が限度となり、当該売買代金を上回る費用の支払いには応じられません。
- ④ 費用の支払いにあたっては、国の会計制度上、別途予算措置が必要となり、時間を要する場合がありますので、あらかじめご了解願います。
- (3) 是正等に要する費用が多額の場合で、売買代金に相当する場合や、売買代金を上回る場合などには、売買契約解除を含めて、対応方法を協議させていただく場合がありますので、あらかじめご了解願います。

## 【参考】関係条文

### ○ 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第六十五号）（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

**第七十条** 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

**第七十一条** 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（職員行為の制限）

**第十六条** 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る国有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

**第二条** この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 （略）

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。

四～五 （略）

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

七～八 （略）

## 国 有 財 産 売 買 契 約 書 （ 案 ）

売出人国（以下「甲」という。）と買受人（申請者）（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有財産の売買契約を締結する。

（売買物件）

**第1条** 売買物件は、次のとおり。

所 在 地	区 分	数 量	摘 要
北海道小樽市朝里川 温泉1丁目112番3 外	土地	81,531.42 m <sup>2</sup>	内訳は別紙のとおり
	立木林	188 m <sup>3</sup>	
	建物	4,082.77 m <sup>2</sup>	
	工作物	一式	

\*上記物件の中に現存する物品（別紙）を含む。

（売買代金）

**第2条** 売買代金は、金（**売払金額**）円（うち消費税及び地方消費税相当額金（**国が算定した消費税及び地方消費税相当額を記載します。**）円）とする。

（契約保証金）

**第3条** 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金（**売買金額の1割以上の金額（円未満切上げ）**）円を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。
- 3 第1項の契約保証金には利息を付さない。
- 4 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。
- 5 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を国庫に帰属させることができる。

（代金の支払い）

**第4条** 乙は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金                      円を、甲の発行する納入告知書により、平成    年    月    日までに甲に支払わなければならない。

（登記嘱託請求書等）

**第5条** 乙は、本契約締結の際にあらかじめ登録免許税相当額の印紙又は現金領収証書を添付した登記嘱託請求書を、甲に提出しなければならない。

（所有権の移転）

**第6条** 売買物件の所有権は、乙が売買代金を納付した時に乙に移転する。

(売買物件の引渡し)

**第7条** 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転したときに売買物件の引渡しがあったものとする。

(特約条項)

**第8条** 乙（買受人）は売買物件に別途物件調書記載の内容の地下埋設物が存在していることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(かし担保)

**第9条** 甲は、本契約締結後、売買物件に隠れたかしが発見された場合には、引渡しの日から2年間に限り民法第570条に規定する担保の責任を負う。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

(危険負担)

**第10条** 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

(公序良俗に反する使用等の禁止)

**第11条** 乙は、売買物件を本契約の締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(風俗営業等の禁止)

**第12条** 乙は、売買物件を本契約締結の日から10年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならない。

(実地調査等)

**第13条** 甲は、前2条に定める内容に関し、甲が必要と認めるときは、実地調査を行うことができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記事項証明その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

**第14条** 乙は、次の各号に定める事由が生じたときには、それぞれの各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の1割)円

(2) 第11条及び第12条に定める義務に違反したとき 金(売買代金の3割)円

2 前項の違約金は次条第5項及び第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

**第15条** 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲は、乙が第11条及び第12条に定める義務に違反したとき、又は次の各号の一に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が、暴力団又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

5 乙は、甲が第2項及び第3項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(表明確約)

**第16条** 乙は、前条第2項及び第3項の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

(返還金等)

**第17条** 甲は、第15条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

**第18条** 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

**第19条** 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

**第20条** 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

**第21条** 本契約の締結及び履行等に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

**第22条** 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、売買金額の100分の10に相当する金額（以下「不正行為違約金」）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法

第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、売買代金の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項に規定する違約金の合計額(以下「不正行為に係る違約金額」)が、次条第1項の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、次条第1項の甲に対する損害賠償額をもって違約金額とする。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

**第23条** 前条第1項の規定に該当した場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対し通常かつ直接の損害を賠償しなければならない。

2 第1項に定める損害賠償額が不正行為に係る違約金額を下回る場合については、不正行為に係る違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為に係る違約金に関する遅延利息)

**第24条** 乙が第22条に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延損害金として甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

**第25条** 乙は、自ら又は役員等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は役員等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

**第26条** 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

**第27条** 本契約に関する訴えの管轄は、厚生労働省年金局所在地を管轄区域とする東京地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 国  
契約担当官  
厚生労働省年金局事業企画課長  
**氏 名** 印

乙 住 所 (所在地)  
  
氏 名 (名 称) **(申請者)** 印

(別紙)

区分	種目	台帳数量(㎡、m <sup>2</sup> 、m、個)	備考
土地	宅地	81,531.42	
立木竹	立木	188	
建物	事務所建	1,680.37/3,639.59	
	住宅建	152.28/304.56	
	雑屋建	105.50/105.50	
	雑屋建	33.12/33.12	
工作物	水道	6	
	下水	6	
	築庭	1	
	舗床	3	
	証明装置	5	
	冷暖房装置	3	
	ガス装置	3	
	通風装置	5	
	消化装置	1	
	通信装置	8	
	電力線路	1	
	昇降機	1	
	諸作業装置	6	
	諸標	1	
雑工作物	9		

物品	耐火金庫	4	
	花台	1	
	両袖机	1	
	サイトボード	1	
	壁面収納庫	5	
	ビジネスキッチン	1	
	レストランテーブル	28	
	ロビーチェア	2	
	ナイトテーブル	2	
	ライティングテーブル	2	
	ベッド	12	
	座卓	1	
	サービスワゴン	1	
	茶器戸棚	1	
	メイドサービスラック	2	
	傘立て	1	
	コインロッカー	7	
	屋外用ベンチ	2	
	中量ラック	2	
	バック棚	1	
レジカウンター	1		
ショーケース	2		
商品陳列台	6		
卓球台	1		
カウンター(レストラン)	1		

**【様式】**

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者  
〒 -

住所又は  
所在地 \_\_\_\_\_

(フリガナ).....  
氏名又は  
名称 \_\_\_\_\_ 実印  
(TEL - - )

普通財産売払申請書

下記のとおり普通財産の売払いを受けたく、関係書類を添えて申請します。

記

所在地	区分	数量	売払希望 価格	使用目的	摘要

# 誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

契約担当官

厚生労働省年金局事業企画課長 殿

年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

印

平成 年 月 日

## 保険料納付に係る申立書

契約担当官

厚生労働省年金局事業企画課長 殿

平成 23 年 10 月分から平成 25 年 9 月分の保険料について、添付の  
( 領収証書(写)、 )の通り、未納のないことを  
申し立てます。

所在地  
会社名  
代表者名

印

**※領収証書(写)等を該当月分について、全て添付して下さい。**

《法人による入札の場合に提出》

## 役員一覧

回 次 第 1 回

物件番号 0001

法人名

所在地

※フリガナを必ず記入する

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別	住 所
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	
	.....	M T S H 年 月 日	男・女	

(注) 本様式には、法人の登記事項証明書に記載されている役員全員を記入して下さい。